

児童福祉法・児童虐待防止法改正案について

今年3月、目黒区で船戸結愛ちゃんが虐待を受けて死亡するという大変痛ましい事件が起きてしまった。再びこのような悲劇を繰り返さないため、緊急に議員立法を策定し、その成立を目指す必要がある。

児童虐待を防止するためには、様々な対策が必要であるものの、児童虐待発生時の迅速・的確な対応を確保する上で、児童、保護者等への指導等を行う児童相談所の児童福祉司の増員や児童相談所相互間の情報共有の促進等を図ることが最も重要と考えられることから、本法律案では次のような改正を行うこととしている。

1. 児童相談所における児童福祉司の増員【児童福祉法改正】

- ・政府は、「児童相談所強化プラン」に基づき、平成28年10月から段階的に児童福祉司の配置基準を見直しており、平成31年度には各児童相談所の管轄地域の「人口4万人に1人」以上の児童福祉司を配置することを基本とすることとしている。これにより、平成31年度までの4年間で550人程度の児童福祉司の増員を目指すとしている（平成27年度実績：2,930人→平成31年度目標：3,480人）。
- ・しかし、児童虐待相談対応件数の増加が続き、複雑・困難なケースも増加している現状に鑑みると、政府の児童福祉司の増員策は全く不十分であると言わざるを得ない。
- ・このため、本法律案においては、現在は政令事項となっている児童福祉司の配置基準を法定化した上で、「人口4万人に1人」から「人口3万人に1人」に改めるとともに、更に各児童相談所に1人を追加配置することにより、約1,200人の上乗せを目指すこととしている（平成31年4月1日施行）。なお、この措置を講じるためには、児童福祉司1人当たりの人件費を約600万円と見積もれば約72億円の費用を要する。児童福祉司に要する費用は都道府県の負担となるが、実際には交付税措置されることになる。

2. 児童相談所相互間の情報共有の促進等【児童虐待防止法改正】

- ・今回の目黒区における事件では、転居前後における児童相談所間の引継ぎで必要な情報が適切に共有されなかった可能性や、児童相談所、警察など関係機関間での適切な情報共有の必要性が指摘されている。
- ・このため、本法律案においては、次の措置を講ずることとしている。
 - (1) 国及び地方公共団体の責務として既に児童虐待防止法に規定されている①「関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体との連携の強化」に「児童相談所、家庭裁判所、警察、医療機関」・「地方公共団体相互間」・「児童相談所及び警察の間の情報の共有に関する協定の締結」を追加し、②「必要な体制の整備」に「不断の検証を行いつつ」を追加することとし、関係機関の連携強化を図る。
 - (2) 児童相談所は、児童虐待案件に係る児童が他の児童相談所の管轄区域に転出したときは、当該転出先の児童相談所に厚生労働省令で定める事項を通知しなければならないこととし、児童相談所相互間の情報共有の促進を図る。

3. 児童虐待相談対応職員の待遇改善等【改正附則の検討条項】

- ・児童相談所で児童虐待の相談に応じる者には、専門的な知識や技術が求められている。しかし、児童福祉司とともに児童虐待の相談に応じる職員については、非常勤職員が少なくない状況にあり、その待遇改善等が必要と考えられる。
- ・このため、本法律案においては、政府は、児童相談所の体制を強化するため、児童虐待相談対応職員の常勤職員への転換を含む待遇改善等の地方公共団体による児童相談所の体制整備に対し国が行う支援の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする検討規定を設けることとしている。なお、この措置を講じるためには、児童相談所の児童虐待相談対応職員約 800 人のうち、半数を非常勤と仮定し、これら 400 人の年収を 200 万円引き上げる場合、約 8 億円の費用を要する。

※本法律案の措置を講じるためには、合計約 80 億円の費用を要する。

(「1. 児童福祉司 1,200 人増員：72 億円」+「3. 非常勤の児童虐待相談対応職員の待遇改善等：8 億円」)